



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

## 平成22年度法改正情報

# 改正された雇用保険の加入範囲と社会保険料率の改定

今回は3月31日に成立し、4月1日に施行された改正雇用保険法のうち、雇用保険の加入範囲と雇用保険料率、4月納付分から変更になる健康保険料率、介護保険料率についてご案内いたします。

### ・雇用保険の加入範囲

22年4月1日から雇用保険の加入範囲が下記のように変わります。

パートやアルバイト等、通常の労働者に比べて週の労働時間が短い労働者の、雇用保険の加入範囲が拡大

週所定労働時間が20時間以上  
かつ  
雇用見込みが31日以上

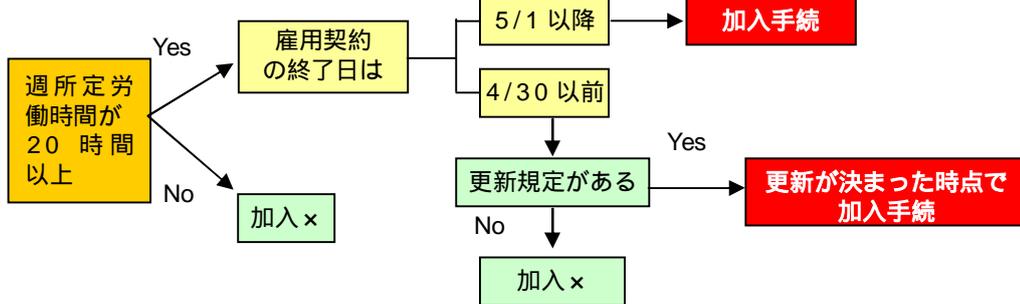
要加入

改正点（従来は6ヶ月以上）

契約期間が30日以内だったとしても、更新規定がある場合には加入  
雇用期間が30日以内の短期で確実に終了する場合以外は加入する！



改正のポイント：加入の経過措置 経過措置に伴い、雇用保険への加入が必要なケース



### ・雇用保険料率の変更

平成22年度雇用保険料率

	21年度の保険料率		22年度の保険料率	
	会社負担	従業員負担	会社負担	従業員負担
一般の事業	0.7%	0.4%	0.95%	0.6%

建設業、農林水産業、清酒製造業についても変更されています。

4月納付分より変更

協会けんぽの場合

健康保険料率：(旧) 8.18% (新) 9.32% (東京都の場合)

その他の道府県についてはこちらをご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,131,586.html>

介護保険料率：(旧) 1.19% (新) 1.50% (全国一律)

健康保険料率、介護保険料率は健康保険組合によって異なりますので、詳細は加入している健康保険組合にお問い合わせください。

